

建学発 2018-第 0107 号

2018 年 8 月 31 日

宮崎県都城市長 池田 宜永 殿

一般社団法人 日本建築学会 会長

同 都城市民会館再生活用計画検討特別委員会 委員長

古谷 誠章

都城市民会館再生活用計画に対する事業提案期間の延長のお願い

平素より、わが国建築文化の発展向上、建築資産の価値の保全にご尽力を賜り、日本建築学会を代表して心から感謝申し上げます。

今般は、戦後わが国を代表する建築家の一人であり、世界的に著名な菊竹清訓氏設計の都城市民会館の再生活用計画検討に関し、特段のお計らいをいただきましたことに、重ねて感謝を申し上げます。貴市の市民会館は全国に数ある戦後復興期の近代建築物を代表するものであり、丹下健三氏による東京オリンピックの会場となった代々木の屋内運動場などとともに、世界的にもきわめて高く評価され、わが国の近代建築遺産として、将来の世界遺産の視野にも入り得る貴重なものと確信いたします。

本年 3 月にわざわざ都城市から日本建築学会をご訪問いただき、この市民会館の去就につきまして詳しくご説明を伺いました。無償貸与中の南九州学園様よりの返納を受けて、住民アンケートを経て取り壊しのご意向を伺い、かねて保存を要望しておりました本会として大変驚愕したところです。しかしながら、この建築を再生保存し、十分に活用することができる民間の事業者がいれば、貸与もやぶさかではないとのお言葉をいただき、直ちに会長直接の指示により特別委員会を立ち上げて、実測等に基づく再生活用の可能性調査を行い、現状の報告といくつかの活用提案を差し上げたところであります。

その後、これに関心を示す民間企業も複数あり、前向きに市への応募を検討してくれた企業もある中で、いかにせん事業計画を取りまとめるには、企業としてあまりにも時間が短く、今月までの限られた期間の中で、ある程度の事業成否の確証を持って応募を行うことは

難しいと、各社とも異口同音に訴えています。そこで、これらの企業に加え、今後新たに検討を開始する企業に対して、2019（平成31）年1月末日までの間、検討の期間を与えていただけますようお願いいたします。日本建築学会は一般社団法人ではありますが、その活動内容からひととき公益性を求められる学術団体であり、当会自身で市民会館を借り受けて施設運営を行うなどの事業を担うことはできませんが、来年1月までの期間中に、これまで同様に引き続き責任を持って最大限の努力を払い民間企業の参画を積極的に働きかけることとお約束します。なお、結果として不幸にして貴市が採択できる民間提案が見出されなかった場合には、解体の手続きに入られることはやむを得ないこととして、さらなる提案期間の延長を申し入れることはいたしません。

わが国は第二次世界大戦中の空爆などにより、多くの戦前の貴重な歴史遺産を失っております。そんないわゆる焼け跡からの復興期に、近代日本の再興を願う当時の先駆的な人々が、次代を担う多くの若い世代の人材育成のために、渾身の力を込めた都市づくり、まちづくり、郷土づくりに努められた成果が、各地に建設された幾つもの輝かしい戦後近代建築に結実しております。しかしながら、今日ではそれらの多くも耐震上の理由や老朽化などにより、次々と取り壊されつつあるのが実情で、現在に残るものの中では、都城市民会館は確実に全国で五指、十指に入る屈指の建築であると言えます。

戦災で多くを失った私たちは、もうこれ以上貴重な先人の歴史を失いたくないと、切に願っています。幸運にも私たちの願いが届き、この都城市民会館が保存再生された暁には、日本建築学会が学術団体としてお役に立てることにに関して、最大限のご協力をさせていただきたいと思います。